

相続手続き 必要書類

まず車両の課税標準価格が100万円を超えるか確認が必要です。

超える場合

- 遺産分割協議書（相続人に未成年が含まれる場合は協議書は使えず全員の譲渡証、委任状、印鑑証明が必要 ※未成年分の譲渡証、委任状は親権者が作成し、住民票を添付）
- 戸籍謄本（車検証所有者の死亡が確認できるもの）
- 改製原戸籍（戸籍謄本だけでは相続人全員が確認できない場合）
- 印鑑証明（相続人）
- 委任状（相続人）

超えない場合

- 遺産分割協議成立申立書
- 価格証明（県税事務所確認証明、査定書など）
- 戸籍謄本（車検証所有者の死亡が確認できるもの）
- 改製原戸籍（戸籍謄本だけでは相続人全員が確認できない場合）
- 印鑑証明（相続人）
- 委任状（相続人）

相続人からさらに他人へ名義変更の場合

- 上記の書類
- 譲渡証（相続人）
- 印鑑証明（新所有者）
- 委任状（新所有者）
- 車庫証明